

麻薬取締部

Narcotics Control Department Japan



麻薬取締官（マトリ or 麻薬 G メン）の使命と役割

麻薬取締官は、厚生労働省所管の地方厚生(支)局に設置された麻薬取締部に所属する特別司法警察職員で、薬物犯罪捜査のスペシャリストです。薬物汚染の無い健全な社会を実現するため、幅広い分野での活動を展開しています。



活動（業務）内容

規制薬物捜査

薬物犯罪にかかる捜査・情報収集活動を行っています。薬物乱用者を取り締まるほか、関係機関と協力して密輸された薬物の押収や泳がせ捜査を行うことで、規制薬物密売人の逮捕や犯罪組織の撲滅につなげます。

医療麻薬の監督・指導

医薬品である麻薬や向精神薬の流通経路を監視しています。麻薬や向精神薬の横流しや不正使用を防ぐため、定期的に病院、薬局、製薬会社等に対して立入検査を行っています。

啓発活動

青少年に対し薬物の正しい知識を広めるため、学校等での薬物乱用防止教室を行っています。また、薬物依存症者に対する再乱用防止プログラムや、一般市民や薬物乱用者の家族等からの通報・相談にも対応しています。

先輩 G メンからのメッセージ

私は捜査課の一員として、主に規制薬物の捜査に従事しています。規制薬物の捜査においては、業務上、緊張を要する場面や体力的・精神的に困難な状況がありますが、それゆえに、この仕事にしかない様々な経験を積むことができます。

また、ハードな仕事であるものの、諸先輩方の手厚いサポートがあり、学び成長させてもらいつつ、日々の業務に当たることができます。

麻薬取締部に関心のある方や、実際に働きたいと思っている方には、ぜひ説明会へのご参加をお勧めします。百聞は一見に如かずで、現役麻薬取締官の生の話を聞きになれば、新たな発見があると思います。

採用試験及び区分（①, ②のいずれか）

- ① 国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）「行政」又は「デジタル・電子・情報」
- ② 薬剤師国家資格保持者

お問い合わせ先

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3階 北海道厚生局麻薬取締部 調査総務課
電話番号：(011) 726-3131 / FAX：(011) 709-8063 / E-mail：hokkai-saiyou@mhlw.go.jp
ホームページ：<http://www.ncd.mhlw.go.jp/>

